

# 次世代研究者挑戦的研究プログラム Q&A

## 〈改訂履歴〉

日付	改訂対象
2021年6月25日	A1-11、Q1-18、Q1-19、Q1-20、Q5-8、Q5-9 追記
2021年7月14日	Q5-8 追記

## 【1：本事業全般】

Q1-1 事業統括はどのような人物を想定しているのか。事業統括は研究者でないといけないのか。新たに雇用することは可能か。

A1-1 事業統括は、各大学に所属し、当該大学における博士後期課程学生支援プロジェクトを総責任者として適切に運営管理する資質能力や学生の教育に関する知見などが求められますが、必ずしも自身が研究者である必要はありません。本事業への参画のために大学において新たに外部から雇用することなども可能ですが、これに係る人件費等に JST から支給する研究奨励費等及び事業統括配分経費を充てることはできません。なお、事業統括は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となりますので、ご注意ください。

Q1-2 学生の海外派遣・留学は必須か。

A1-2 海外派遣・留学の実施そのものを必須とはしませんが、世界レベルの博士人材となる上で海外における経験は極めて重要であり、優れた博士人材養成の観点から博士後期課程学生の海外における活動を積極的に推進することが望まれます。したがって、海外派遣・留学を計画中に含まない場合も、学生の国際性の涵養において、海外派遣・留学と同様の資質能力の向上を図る内容が盛り込まれていることが必要です。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、困難な場合は、オンラインを活用した国際交流に切り替えることなどは差し支えありません。また、海外派遣・留学に限らず、学生が異文化交流体験をできるような機会を積極的に設けるようにしてください。

Q1-3 支援対象学生の審査は、いつまでに実施すればよいか。

A1-3 事業統括が本事業に採択された後、対象学生への支給を可能な限り早期開始できるよう、速やかに実施してください。

- Q1-4 学生に対する支援期間は、博士後期課程修了までか。
- A1-4 学生に対する支援期間は、原則として3年間(4年制の場合は4年間)とします。例えば、3年制の学生が3年間を経過しても博士後期課程を修了していない場合、基本的に支援は継続されません。また、事業統括による評価によって支援打ち切り等がなされた場合も、この限りではありません。
- Q1-5 4年制の場合は、4年次修了までの支援としてよいか。
- A1-5 4年制の場合の支援は、原則として4年間とします。
- Q1-6 学年ごとに異なる学生数で申請してもよいか。(例 令和5年度 1年生:30名、2年生:20名、3年生:10名)
- A1-6 各年度における支援学生数が、学年ごとに異なる学生数でも差し支えありませんが、博士後期課程学生支援プロジェクトの内容や各大学の在籍者数、学生の属性等に照らし、安定・継続して研究環境の確保や必要な支援の提供を実施できる適切な人数規模である必要があります。
- Q1-7 採択された後、支援対象学生数を変更してもよいか。
- A1-7 採択された事業計画に基づき各年度の学生支援を実施してください。ただし、計画途中で対象学生が他事業による支援に移行すること等はありませんので、あらかじめこれを見込んだ計画とすることは可能です。ただし、支援対象学生が途中で他事業に移行する場合であっても、当該学生のキャリア開発・育成に向けた支援の継続等を図ることが望まれます。なお、支給を中止する学生が生じた場合に新たな学生募集を行うことについては Q5-4 を参照してください。
- Q1-8 審査の結果、申請時の学生数から助成対象学生数を減らして選定することや、申請時の金額から減額して選定することはあるか。
- A1-8 あり得ます。例えば、申請された支援対象学生数の人数規模が過大な場合に、適切な規模まで学生数を減らす等の条件を付すことがあります。
- Q1-9 研究奨励費等に加え、事業統括配分経費が別途支給されるとのことだが、結局学生1人あたり最大290万円/年をJSTが助成するということか。

A1-9 学生1人あたりの基準額である290万円/年を上限として、実質的にJSTが全額助成することとなります。

Q1-10 研究奨励費（生活費相当額）及び研究費について、支給額の上限・下限はあるか。

A1-10 JSTからは、1学生当たりの支給額について290万円/年を基準として支給しますが、事業統括配分経費による調整等を行い、支給額が290万円/年を越えることも可能とします。ただし、事業統括配分経費による調整等を行う場合でも、一人の博士後期課程学生への支給額は、220万円/年を下限（うち生活費相当額は180万円以上/年を確保した上で、研究費についても40万円/年を基準に確保）とします。また、JSTからの生活費相当額の支給額の上限は240万円/年とし、研究費は50万円/年を基準に確保することとします。

Q1-11 研究奨励費（生活費相当額）及び研究費の学生への支給は、どのような手続・方法・期間設定（何か月ごとに分けて支給、など）で行う必要があるか。

A1-11 申請・採択された博士後期課程学生支援プロジェクトに基づき、各学生の研究奨励費（生活費相当額）及び研究費に要する経費を年額でJSTから各大学へ支給しますが、各大学から学生への支給手続等については、各大学において適切に設定・運用を行っていただきます。なお、事業途中で学生が支援対象外となった場合の支給の中断や返還の手続等についても、各大学において適切に規程等を整備してください。

（今年度採択された支援対象学生への支給額（満額、半額等）についても、各大学の判断となりますが、その設定内容については、審査の際に相応の理由をご説明いただくこととなります。）

Q1-12 学生によって異なる研究奨励費（生活費相当額）及び研究費の金額を設定することは可能か。

A1-12 可能です。ただし、異なる支給水準設定の合理的な理由が明示されることが必要です。

Q1-13 研究費はいくら支給すべきか。研究奨励費（生活費相当額）のみ支給とすることも可能か。

A1-13 本事業は博士後期課程学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援するものであるため、研究費は一定以上の額を必ず支給してください。具体的な額も含めての提案としてください。

Q1-14 間接的経費は措置されるか。

A1-14 本事業は、博士後期課程学生支援に関する大学等のシステム改革を主な目的としており、間接的経費を原則措置することとなっている競争的研究費制度には該当しないため、間接的経費は措置されません。

Q1-15 支援対象学生は、扶養義務者（親等）の扶養から外れる必要があるか。

A1-15 以下の内容を支援対象学生に十分に周知するとともに、大学は、適切な対応を行うようにして下さい。

学生への支給額のうち生活費相当額は税法上雑所得として扱われていること等を扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。また、所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署に問い合わせてください。

Q1-16 支援対象学生と大学間に雇用関係は生じるのか。

A1-16 本事業による研究奨励費等の支給は、博士後期課程学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援するものであるため、学生と大学間の雇用関係を前提とするものとは考えておりません。このため、社会保険、年金等は支援対象学生自身の手続き・管理が必要です。（大学が別途雇用手続きを行う場合を除く）

Q1-17 本事業による収入は所得税、住民税の対象となるか。

A1-17 学生への支給額のうち生活費相当額は雑所得として扱われるので、所得税、住民税の課税の対象となります。確定申告が必要となることを学生に対して十分に周知するとともに、大学は適切な対応を行うようにしてください。

Q1-18 事業期間中に事業統括が交代することはできるか。

A1-18 事業統括は、事業期間中に別の後任者へ引き継ぐことを予め想定するものではなく、少なくとも令和4年度入学の対象学生が修了するまでの間、本事業による博士後期課程学生の支援を継続的に推進することが求められます。真にやむを得ない事情で交代が必要になった場合は、JSTまでご相談ください。

Q1-19 本事業の来年度、再来年度の実施は見込まれるのか。また、本事業は時限的プログラムと

されているが、その期間は決まっているのか。

A1-19 本事業は、本年度に最大 6,000 人の優秀な博士後期課程学生への経済的支援を強化し、将来幅広い分野で活躍するためのキャリアパス整備を進めることを目的にしています。来年度以降の事業実施については、政府予算の状況等も踏まえて、毎年検討されます。

Q1-20 事業名に「研究者」とついているが、研究者以外のキャリア選択も事業成果として想定されるのか。

A1-20 アカデミックキャリア以外の進路も含めて、幅広い分野で活躍できる人材育成を成果として期待します。

## 【2：申請・審査】

Q2-1 A 日程、B 日程で採用学生数の枠は決まっているのか。

A2-1 決まっていません。なお、A 日程で採択された博士後期課程学生支援プロジェクトによる支援予定人数の合計が 6,000 人規模に達した場合は、B 日程の公募は実施しません。

Q2-2 A 日程で不採択の場合、B 日程で再度申請することは可能か。

A2-2 可能です。

Q2-3 申請書は直接持参して提出することは可能か。

A2-3 電子メールのみで受け付けます。直接持参いただいても一切受け付けません。また、郵送や宅配便（バイク便含む）での提出も受け付けません。ただし、審査に必要な書類の追加提出をお願いする場合がありますので、その追加資料等に限り、郵送や宅配便（着払い不可）での提出を可とすることもあります。

Q2-4 申請書の受領書はもらえるのか。

A2-4 申請書類提出のメール到着後、翌日中（土日祝日を除く）に受領通知を送信者に対しメールで返信します。メール送付から 2 日以内（土日祝日を除く）に受領通知が届かない場合は、速やかにご連絡ください。

Q2-5 申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A2-5 直接、JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等については電子メールでお願いします。

Q2-6 申請書を提出するメールの発信者は事業統括である必要があるか。

A2-6 ありません。ただし、事業統括を Cc して提出してください。

Q2-7 申請要件違反により審査対象とならなかった場合、その旨の連絡があるか。

A2-7 申請要件違反のある申請を行った申請者についても、審査の結果として通知します。申請書の提出にあたっては、申請要件違反とならないよう、提出前に十分な確認をお願いします。

Q2-8 申請書の提出後に不備を見つけた場合、申請書の差し替えや修正は可能か。

A2-8 申請書の差し替えや修正は、原則として認められませんので、申請書に不備がないか、提出前に十分な確認をお願いします。

Q2-9 申請書の様式は、必要に応じて文字数や行数を変更することは可能か。

A2-9 文字数や行数を変更することは可能ですが、申請様式 1 については、A4・20 枚以内（厳守）にポイントをおさえ、査読者が読みやすいように作成してください。また、フォントサイズは 10.5 以上としてください。

Q2-10 研究奨励費（生活費相当額）及び研究費の支給に関して、研究活動に関する研究不正防止、不正疑義発生時の対応含めた支援対象学生が果たすべき役割等を記載した学内規程については、いつまでに定めればよいか。

A2-10 交付申請時までには少なくとも（案）を作成し申請書及び計画書と併せて提出してください。その上で、支援対象学生への支援を開始する時点までに施行いただくことが必要です。

Q2-11 複数大学による共同申請は可能か。

A2-11 可能です。各大学は、主幹事業統括（主幹大学の事業統括）のもとで連携し、学生の選抜や研究プログラムの実施等を行うことが求められます。また、主幹大学以外の大学においても事業統括を置く必要があります。

Q2-12 共同申請の場合、各大学に運営チームをつくる必要があるのか。

A2-12 各大学に運営チームを設置してください。

Q2-13 共同申請の際に必要な大学間の協定等に公印は必要か。

A2-13 JST からは特段の指定はありません。各大学の規程に従って手続きを行ってください。

Q2-14 共同申請の場合、ヒアリング審査へは全大学の事業統括の出席が必須なのか。それとも主幹事業統括のみでよいのか。

A2-14 必須は主幹事業統括のみとし、その他の大学の事業統括の出席は任意とします。説明も主幹事業統括から行ってください。

Q2-15 ヒアリング審査は対面で行うのか。

A2-15 オンライン（Zoom）での実施を予定しています。詳細は JST より別途ご連絡します。

### 【3：対象学生】

Q3-1 他大学修士課程からの進学者も対象となるか。

A3-1 対象となります。

Q3-2 年齢の制限はあるか。例えば定年退職後に博士後期課程に入学したシニアの学生は対象となるか。

A3-2 年齢での制限はありません。ただし、採用した理由について、委員会もしくは JST より確認を行う可能性があります。優秀な博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める等の本事業の趣旨に鑑みて学生を選抜してください。

Q3-3 留学生も対象となるか。

A3-3 支援対象学生について国籍要件は、設けていません。ただし、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生等は、重複受給等を避ける観点から、本事業の対象外となります。また、各事業統括による学生の選抜は、本事業の政策目的である「我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の支援を強化する」等の観点を適切に踏まえて行われることが必要です。支援対象学生は修了後も我が国の科学技術・イ

ノベーションの創造に直接携わる意思、能力を有することが前提であり、当該学生の修了後の進路等も評価の対象となります。

Q3-4 社会人学生について、所属企業等から十分な生活費相当額（他の事業等を踏まえ、240万円/年を基準とする）を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合は対象にならないのか。

A3-4 本事業では、生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備することを目的としているため、これを所属企業等から受給可能な制度がある場合は対象となりません。各大学にて確認を行うようにしてください。

Q3-5 現在、企業から給与等を受給されていない等、生活費相当額を受給していない社会人（例えば一度社会に出てから早期に企業等を退職し、博士後期課程に進学した学生等）も対象となるか。

A3-5 対象となります。

Q3-6 支援対象学生が起業した場合でも支援は継続されるか。

A3-6 支援は継続されます。ただし、生活費相当額として十分な水準（他の事業等を踏まえ、240万円/年を基準とする）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている場合は、対象となりません。

Q3-7 支援対象学生がTAやRA、もしくは共同研究の対価等として、給与等を受給することは可能か。

A3-7 研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。

Q3-8 支援対象学生がアルバイトを行うことは可能か。

A3-8 研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。

Q3-9 支援対象学生がクラウドファンディングで追加の研究資金収集を行うことは可能か。

A3-9 研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。

Q3-10 支援対象学生が有償のインターンシップを実施することは可能か。



A3-10 有償インターンシップは、キャリア開発・育成コンテンツに実装することを推奨しています。

Q3-11 支援対象学生が外部研究費を受けて研究を実施することは可能か。

A3-11 研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。

Q3-12 支援対象学生が日本学生支援機構（JASSO）から奨学金を受けることは可能か。

A3-12 本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、JASSOの奨学金と性質が異なることから、問題ありません。

Q3-13 支援対象学生が授業料に対する援助が目的の助成金（授業料免除、所属大学の基金等による授業料を援助するための奨学金）を受けることは可能か。

A3-13 本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、授業料に対する援助を行うものではないことから、問題ありません。

Q3-14 支援対象学生が学会からの学術賞等の賞金（副賞としての「金券」含む）を受けることは可能か。

A3-14 問題ありません。

Q3-15 支援対象学生が大学への寄付金、同窓会組織等による生活費に相当する資金援助（国費を原資としないもの）を受けることは可能か。

A3-15 問題ありません。

Q3-16 支援対象学生が所属大学等から下記に用途を限定した資金援助（実費相当分）を受けていることは可能か。

- ・授業料の援助に係る助成金の受給
- ・研究費の受給
- ・旅費の受給
- ・受入環境整備に係る資金の受給（例：ベビーシッター利用料の補助等）

A3-16 問題ありません。

Q3-17 支援対象学生が留年した際は、引き続き対象となるか。

A3-17 支援対象学生が留年した場合の取扱いについては、各大学の規定において適切に定めていただき、それに基づいて適切に執行してください。なお、支援期間は最大3年間（4年制の場合は4年間）となります。出産・育児等のライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等も可能とします（Q3-18 参照）。

Q3-18 支援対象学生が休学した際も、各大学は引き続き支援対象とできるか。

A3-18 出産・育児・傷病等の場合等、学生が研究を継続することが困難になった場合に、各大学の判断で、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等を行うことも可能とします。なお、休学期間が年度をまたぐなど長期に及ぶ場合、予算・財務会計制度上の問題が生じることも考えられますので、具体の支給方法等については、個別にご相談ください。

Q3-19 学生が他大学での研究を希望した場合には、どうなるか。

A3-19 学生が他大学での研究を希望する場合は、当該他大学に指導委託をするなど可能な範囲で支援をしてください。また、海外の大学での研究を学生が希望する場合は、当該海外大学への派遣を行うなど、可能な範囲で支援してください。

#### 【4：経費全般】

Q4-1 事業統括配分経費はどのような使途が想定されるのか。

A4-1 事業統括配分経費の使途としては、研究奨励費（生活費相当額）や研究費の形で学生へ配分することが可能です。さらに、キャリア開発・育成コンテンツの準備・実施等に係る経費として活用し、当該コンテンツを通じたサービスや役務の形で学生への還元を行うことも可能とします。ただし、純粋な事務局経費等、学生への還元が見込まれないものは不可とします。内容については、応募時及び計画書作成時等に精査します。なお、本事業では、事業統括の人件費・謝金は支出できません。また、JST から支出される研究奨励費等及び事業統括配分経費とは別に、大学独自の取り組みとして、研究奨励費（生活費相当額）及び研究費の追加支給やキャリア開発・育成コンテンツ等の拡充、支援体制の整備等が図られることが重要であり、それらの内容は応募時の審査や実施時のモニタリング・評価に際しての重要な判断材料となります。

Q4-2 支払いは精算払いか。

A4-2 大学が希望する場合は概算払いが可能であり、助成金交付決定通知書の受領後、概算払い請求書を提出いただきます。

Q4-3 生活費相当額と研究費の間で流用は可能か。

A4-3 流用できません。生活費相当額及び研究費の配分は、あらかじめ事業統括が申請し採択された年間の計画に基づき行うこととし、年度後半に研究費の余剰が見込まれた場合にこれを振り替えて生活費相当額の増額支給を行うことなどはできません。なお、研究費については、本制度の目的に合致することを前提に、JSTの承認を経ずに、研究費の総額の50%以内で費目間流用が可能です。

Q4-4 生活費相当額の管理はどうすればいいか。

A4-4 生活費相当額については、大学から直接、支援対象学生にお支払いいただきますが、JSTが行う確認時には規則に基づいて支出が行われているかの確認に留まり、学生にお支払いし以降の経費の使用については確認を行いません。使途についての制限はなく、未使用分についても返還の対象となりません。

Q4-5 研究費の管理はどうすればいいか。

A4-5 研究費については、大学において管理してください。なお、未使用分については返還の対象となりますのでご注意ください。本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は交付を受けた年度から5年間保存してください。

Q4-6 経費の使用に関して、注意すべき点はあるか。

A4-6 本事業を遂行する際には、国民の税金が原資であることを鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければなりません。

また、経費の使用に際しては、その経理処理が、会計年度、流用制限などの区分管理、本事業とその他の事業との区分管理など、通常の商取引や商慣習とは異なることに事務的に留意してください。

Q4-7 支援対象学生が共同研究を行っているグループで使用する設備の購入費に、研究費を充当

することは可能か。

A4-7 可能ですが、本助成金により購入等した設備備品等については、助成事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとしています。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできませんので、ご注意ください。

Q4-8 共同研究等において、支援対象学生が研究中の災害や傷害等に対応するための任意保険に個人的に加入する場合、その保険料を研究費から支出することは可能か。

A4-8 個人的に加入する任意保険の保険料は、本助成金から支出することはできません。ただし、外部の研究者との共同研究等を行う場合で、当該共同研究を行うにあたり相手先の機関が当該保険への加入を必須条件としているなど、研究を行う上で規程に基づき加入が必要な場合においては研究に必要な経費として支出可能です。

Q4-9 特許経費は支出できるか。

A4-9 本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、原則として大学にて支出してください。また国際特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している特許については、JSTが運営する「知財活用支援制度」(\*)も活用できますので、ご相談ください。

※ [https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p\\_s\\_00summary.html](https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html) 参照

Q4-10 自大学の施設等の使用料は支出できるか。

A4-10 大学内の施設等の場合、基本的には、大学が管理・運営すべきものであり、当該経費を支出することは好ましくありません。ただし、本事業に専用に使用する場合、かつ大学の規定等により使用料が課せられている場合は、維持管理相当分のみ当該経費の支出について証拠書類をもとに認めます。

Q4-11 本事業として出席を求める研修や進捗の評価への出席等、JSTとの打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

A4-11 事業統括、運営チームのスタッフ等が本事業の会議等に参加するための経費は、大学にて支出してください。

Q4-12 研究費から海外留学のための旅費等や学生のキャリア開発・育成コンテンツへの参加のための経費を支出することは可能か。

A4-12 可能です。

Q4-13 利子が生じた場合、返還する必要があるか。

A4-13 返還は不要です。助成事業に充当することが可能です。

Q4-14 精算時に余剰がある場合、超過した場合にはどうすべきか。

A4-14 精算時に余剰がある場合は返金、超過した場合は差額分大学負担となります。

## 【5：その他】

Q5-1 支援対象学生は公表する必要があるのか。

A5-1 選抜した支援対象となる学生の情報に関しては、透明性確保の観点から基本的に公表することとなります。支障がある場合は、JST に相談ください。

Q5-2 インターンシップを実施する場合、当該機関間で秘密保持契約を結ぶ必要があるか。

A5-2 本事業においては、インターンシップの実施に当たり、秘密保持契約を締結することを必須としていませんが、当該機関間での合意や取り決め等に従い、必要に応じて、当該契約を締結する等の対応を取った上で行ってください。

Q5-3 支援対象学生が関わった研究の論文、成果発表には本事業による支援を受けたことを明記する必要があるか。

A5-3 本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。詳細は「4.10 論文謝辞等における体系的番号の記載について」をご確認ください。なお、事業の事後評価等において、学生の論文数等の研究の状況について評価対象とさせていただく場合があります。

Q5-4 研究奨励費（生活費相当額）及び研究費の支給を中止する学生が生じた場合、新たに支援対象学生の募集をしてもよいか。

A5-4 予算の範囲内で、新たに募集し選考した学生に対する研究奨励費（生活費相当額）及び研

究費として充当することは可能です。ただし、本助成金で支出できるのは、支援対象であった学生が受ける予定であった3年間の研究奨励費（生活費相当額）及び研究費のうち、残りの年数分の範囲です。例えば令和4年4月に入学した学生が、令和5年9月末に退学した場合、残り1年半の研究奨励費（生活費相当額）及び研究費を、学内における適切な追加選抜等を行った上で、他の学生に支給することは可能です。なお、新たに支援対象とする学生は、支給を受けた研究費により遂行可能な研究計画を有するとともに、キャリア開発・育成コンテンツの提供を受けて修了時点で他の支援対象学生と同水準の資質能力の向上を図ることが期待できることを前提とします。

Q5-5 研究費も助成対象として含まれるが、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」に基づく措置の対象となるのか。

A5-5 標記ガイドラインに基づく措置を準用するため、研究費の不正使用及び不正受給があった場合には、助成金の交付決定の取消、変更、助成金の全部又は一部の返還を求めます。

Q5-6 大学としてeAPRIN（旧CITI）を実施していない場合はどうすればよいか。

A5-6 JSTまで個別にご相談ください。本事業に参画する研究等については、支援対象となる博士後期課程学生含め、研究倫理教育に関するプログラムを受講・修了していただくことが必要です。円滑な受講・修了のため、学内公募時の応募要件や採用条件に加えるなどの対応もご検討ください。

Q5-7 本事業と「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」との関係はどのように整理されるのか。

A5-7 令和3年度においては、本事業とフェローシップ創設事業の2事業が併存します。令和4年度以降の両事業の在り方等については、文部科学省において別途、検討が行われます。

Q5-8 公募要領4.12(2)について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」（令和3年度版）の提出を交付決定通知発出日までに求められているが、令和2年度版チェックリストを提出している研究機関においても、同日までに令和3年度版チェックリストをあらためて提出する必要があるか。

A5-8 令和2年度版チェックリストを提出している研究機関でA日程で採択された場合においては、令和3年度版チェックリストを令和3年12月1日までに提出することで差し支えありません。(B日程で採択された場合においては、公募要領に記載のとおり交付決定通知発出日までに令和3年度版チェックリストを提出してください。)

Q5-9 卓越大学院プログラムによる支援を受けている学生は対象となるか。

A5-9 当該学生が、卓越大学院プログラムから受けている支援の内容が、十分な生活費相当額の支援に相当すると認められるような場合は、次世代研究者挑戦的研究プログラムとの重複受給はできません。なお、卓越大学院プログラムでは多様な形態の支援が行われていることから、詳細はJSTまでご相談ください。

Q5-10 春入学の支援対象学生を予定より少なく選抜した場合、かわりに秋入学用の選抜枠を増やすことは可能か。

A5-10 基本的には計画書の予定人数に沿って選抜いただくこととなりますが、予定人数を下回った場合などは、その時点でJSTまでご相談ください。